

## 甲府市農業委員会 1 月定例総会議事録

1. 日 時 令和 3 年 1 月 2 9 日（金曜日）午後 2 時 0 0 分から午後 3 時 1 0 分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（19 名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

### 【農業委員】

1 番 渡邊 初男 2 番 小松 芳彦 3 番 菊島 建 4 番 池田 哲郎  
5 番 落合 洋子 6 番 關野 登 7 番 田中 由美 8 番 後藤 良仁  
9 番 土屋 三千雄 10 番 越石 和昭 11 番 小澤 博 12 番 山村 忠弘  
13 番 雨宮 洋文 14 番 末木 瑞夫 15 番 矢崎 正勝 16 番 塚田 泰英

4. 欠席委員（0 名）

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 石川 満  
農地係 係 長 齊藤 欣也  
係 長 青木 進  
振興係 係 長 牧野 公治

6. 議 案

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 3 号 令和 3 年 2 月告示分農用地利用集積計画について  
議案第 4 号 令和 3 年度農業臨時雇賃金等標準額について  
議案第 5 号 甲府農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について

報告案件

報告第 1 号 山梨県農業会議への諮問結果について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 4 条の規定による届出について（市街化区域届出）  
報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による届出について（市街化区域届出）  
報告第 5 号 耕作土搬入届出について  
報告第 6 号 農用地利用集積計画の解約について

報告第7号 甲府市賃借料情報について

午後2時00分 開会

○事務局（斉藤係長）

それでは、令和3年1月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中19名全員のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長よりごあいさつをいただきます。会長お願いいたします。

○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

○事務局（斉藤係長）

ありがとうございました。それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会1月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

まず始めに、1月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により11番の小澤博委員と、12番の山村忠弘委員のお二人にお願いしたいと思います。

今月も、引き続き新型コロナウイルス蔓延予防のため、時間短縮に努めて参ります。先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。しかし、当該地区以外で疑問等がある場合は、個人情報等に注意しながら何なりとご発言をお願いします。

○議長（西名会長）

それでは早速議案の審議に入って参りますが、あいさつでも触れたとおり議案が5項目ありますが、本日は、甲府農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、農政課の佐野係長、百瀬技師が説明に来ておりますので、先に議案第5号の審議から行いますのでご理解とご協力をお願いいたします。それでは、説明をお願いします。

○農政課（佐野係長）

こんにちは。農政課振興係の佐野です。農業委員の皆様におかれましては、日頃より農業行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本日は、昨年6月に受付しました農業振興地域随時見直しについて、法に定められている農業委員会のご意見をいただくために参りました。それでは早速詳細を担当の百瀬から説明いたします。

○農政課（百瀬技師）

農政課の百瀬です。よろしくお願ひいたします。議案の内容に入る前に、簡単に制度の説明をさせていただきます。農業振興地域制度とは、農業の振興を図るため、市が将来的に農業上の利用を確保すべきとして区域を指定するもので、農用地区域に指定された土地は、農地転用が禁止されています。そのため、農業以外の用途で土地利用をしたい場合には、農用地区域からの除外を行う必要があります。今回は、甲府農業振興地域整備計画における農用地利用計画の「随時見直し」を行うものであり、農用地区域からの除外または編入に関する申出を受けました。先ほどご説明しましたとおり農業振興地域整備計画を変更する場合には、農業振興地域の整備に関する法律により、農業委員会の意見を聴くこととなっております。

それでは、説明に入ります。個別の案件の内容については、議案第5号のとおりで、場所は、本日お配りした位置図のとおりとなります。案件ごと補足説明をさせていただきますので、資料をご覧ください。

1番は、○○○○○○○○○○を営む転用事業者が、○○○○として利用するものです。2番は、申出者の○が、○○○○○○○するものです。3番は、転用事業者が、申出地の北側にある商業施設への○○○○○を整備するものです。4番は、申出者の○が、○○○○○○○するものです。5番は、申出者の○○が、○○○○○○○するものです。6番は、申出者の○○が、○○○○○○○するものです。7番は、○○○○○○○○○○○を行う転用事業者が、○○○○として利用するものです。8番は、○○○○○○○○○○○○○○○○○を行う転用事業者が、○○○○として利用するものです。9番は、○○○を営む転用事業者が、○○○○として利用するものです。10番は、○○○○○○○○○を行う転用事業者が、○○○○として利用するものです。11番は、○○○を行う転用事業者が、○○○○として利用するものです。12番は、○○○を行う転用事業者が、○○○○○○○○○○○○○○○○○として利用するものです。13番は、○○○○○○○○○○○を行う転用事業者が、○○○○として利用するものです。申出地の南側にある土地を進入路として、西側の道路から車両が出入りします。14番は、○○○○○○○○○を行う転用事業者が、○○○○として利用するものです。15番は、転用事業者は○○○○○○○○○○○○○○○○○を行っておりますが、今後は○○○○○を行うこととなったため、自社の○○○○として利用するものです。16番は、転用事業者は、申出地の東側にあります○○○○○○○○○○○を営んでおり、施設の○○○を行うことにより○○○が不足することから、○○○を整備するものです。17番は、○○○○○○○を営む転用事業者が、○○○○○○○○○○○○○○○○○として利用するものです。18番は、○○○を営む転用事業者が、○○○○○○○○○○○○○○○○○として



○山城地区委員（關野委員）

關野です。議案は事前に見ていたのですが、地番等場所が分からないところがあって、図面を今日初めて見て確認をさせていただきましたが、議案書 28 ページですが、〇〇〇〇を除外する関係で、当然将来的には転用することになるのですが、市外の業者、例えば 8 番の富士吉田市や、13 番の甲斐市の関係ですが、市内の業者であれば、実績などがあって農地から〇〇〇〇などにするのは分かりますが、市外の業者の実績など分からないのに、こちらも当然この先転用ということになりますから、受付の段階で、どのような判断をしているのか、お聞かせ願いたいということが 1 点。それから図面の 15 番の関係で〇〇〇〇〇〇〇が申し出た場所で、形が南側に引っ張った感じになっている場所で、道路もなくどのように使うのか、経過も含めて確認をさせていただきたいということでございます。

○議長（西名会長）

今、2 点の質問がありました。市外の業者について、除外の申請を受付けた段階での実績の調査がしてあるかどうか、また、15 番の案件について地形が大変使いにくいようですが、本当にできるのかどうか確認しているのか 2 点について、回答をお願いします。

○農政課（百瀬技師）

ご回答いたします。市外の転用の業者につきましては、現時点では実績は上がっていませんが、聞き取り調査の中で、このエリアで工事が多いなど、事業者がこの場所が最も適していると確認をしています。15 番については、南側に突き出す形になっていますが、南側につきましては農地があるのですが、地権者の都合で利用ができないということで、除外を行いませんでした。そのため土地利用の関係でこのような形になってしまったのですが、〇〇〇〇と、突き出している部分は〇〇〇〇ということで利用すると伺っております。

○議長（西名会長）

關野委員、いかがでしょうか。

○山城地区委員（關野委員）

15 番の案件については止むを得ないと思いますが、いずれにしても転用の関係の審議の中で、口頭の聞き取りだけで市外の業者の実績が分からないというのは、はたして除外していいのか、ちょっと疑問を感じます。少なくとも実績があることや、他にも事業をやっていることを確認した方がいいのではないのか。甲斐市の関係は隣接ですから、甲府市の中でも事業をやっているのでしょうか、いずれにしろもう少し整理した方がいいような気がします。

○議長（西名会長）

ただ今の關野委員の意見ですが、これは要望という形で扱っていいのでしょうか。

○山城地区委員（關野委員）

はい。

○議長（西名会長）

農政課の方で、市外の業者については、特に富士吉田市というと他の方が聞いても本当に事業をするのかどうかという感じです。しかし、聞き取りでは事業を甲府市で行っているということですからいいとは思いますが、できれば実績の方もしっかりチェックしていただきたいという要望ですから、意見として取り扱いたいと思います。実は、農業委員会が出た意見を市長へ回答するという義務があります。これをそのように取り扱いしますがいかがでしょうか。

關野委員がおっしゃった、市外の業者の問題については事業実績も、農政課のチェックの対象として入れていただきたいとのことですが、いかがでしょうか。

《 数名から、異議なしの声あり 》

○議長（西名会長）

それでは、異議なしとお声をいただきましたので、この問題については、回答書の中に市長へ対して要望という形で入れて回答させていただきます。

他に何かございますか。

《 挙手あり 》

○議長（西名会長）

落合委員どうぞ。

○玉諸地区委員（落合委員）

図面の31番の地図を見ますと、この場所が進入路としてどのように活用されるのでしょうか。ちょっとこの地図ですと分からないので教えて下さい。

○議長（西名会長）

31番について、農政課でもう少し詳しく説明してください。

○農政課（百瀬技師）

31番ですが、転用事業者の利用している土地が、すぐ南側にあるのですが、色がついているすぐ北側の農地を横断する形でリニア中央新幹線の事業用地となっています。その関係でリニアが通る部分の橋脚部分が建設されるということで、今まであった通路が使えなくなってしまうので、道路の付け替え工事を行うことになっています。新しくできる道路からの進入路を確保するために、今回の除外を行うこととなります。

○議長（西名会長）

落合委員、理解できましたでしょうか。

○玉諸地区委員（落合委員）

はい。ありがとうございました。

○議長（西名会長）

できたら、大型の公共事業が理由ということであれば、この図面に斜線で予定路線等を入れていただくとハッキリ分かりますので、地図の表示も、他の案件でもやっていただくと皆さん理解しやすいので、お願いします。

つぎに、小澤委員どうぞ。

○中道北地区委員（小澤委員）

落合委員と同じ内容でしたので、大丈夫です。

○議長（西名会長）

分かりました。他にいかがでしょうか。

《 無しの場合 》

○議長（西名会長）

よろしいでしょうか。

それでは、他に意見も無いようですから、この案件では 1 点だけ、市外の業者については口頭での実績調査だけではなく、書類での実績調査の提出もお願いしたいというのを、農業委員会から市長へ要望という形で回答したいと思います。

議案第 5 号については、このように決定し、終了したいと思います。

それでは、農政課の担当お二人は、仕事の関係で退席します。ご苦労様でした。

【 農政課職員 退席 】

○議長（西名会長）

それでは議事を進めてまいります。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（青木係長）

今月の第 3 条許可申請は有償移転が 2 件ございまして、いずれも第 3 条の資格要件を全て満たしております。議案書 1 ページの 1 番をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。玉諸神社から〇〇m ほど〇〇に位置する農地で、東面、西面は宅地、南面は宅地及び農地、北面は農地及び雑種地となっています。譲受人は、甲府市道の用地買収に伴い代替地取得を希望とのことです。譲受人の現在の経営面積は〇〇〇㎡ですが、取得後は計画面積が〇〇〇〇㎡となり、申請地には〇〇〇〇を行なう計画です。

続きまして、議案書 2 番をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。田通一之橋から〇〇m ほど〇〇に位置する農地で、東面、南面、西面、北面はいずれも農地となっています。譲受人は新たな農地購入を検討していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇〇〇〇〇したいとのことです。譲受人の現在の経営面積は〇〇〇㎡ですが、取得後は計画面積が〇〇〇㎡となり、申請地には引き続き〇〇〇〇〇〇する計画です。以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。こちらの案件についても事前に質問や意見はありませんでした。また、玉諸、山城の農地調査も終わっております。ご質問等がある場合はお願いします。

《 質問、意見なし 》





地目、面積、譲受人、譲渡人については議案書記載のとおりです。大里小学校入口交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面、北面は農地、西面、南面は道路となっています。農地区分は、第 2 種農地と判断しました。譲受人は〇〇〇〇の事業所において〇〇〇〇〇〇しているが、〇〇〇〇〇〇〇が不足し、土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し事業所の〇〇に転用したいとのことでした。以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からのひととおり説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問、意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請に賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 2 号は決定してまいります。

なお、1,000 ㎡以上の案件は許可相当ということで、県農業会議に諮問してまいります。1,000 ㎡未満の案件は、許可書の交付をしてまいります。

つぎに、報告第 1 号から第 5 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書 4 ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、農地法 5 条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。5 ページからは令和 2 年 12 月 18 日から令和 3 年 1 月 15 日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から、報告第 1 号から第 5 号につきまして報告がありましたが、報告事項でするので、ご了承をお願いいたします。

つぎに、議案第 3 号、令和 3 年 2 月告示分農用地利用集積計画についてですが、審議に先だち、利用権設定の 5 番の案件は、土屋委員が関係する案件です。12 番の案件は小松委員が関係する案件です。15 番は私が関係する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折にはご退席をお願いいたします。また、審議終了後は、再びご着席をお願いいたします。私の案件の時は、柿嶋職務代理と議長を交代いたします。





○議長（西名会長）

ご理解いただけたでしょうか。

○中道北地区委員（小澤委員）

収入の割合の区分け、下限などはあるのでしょうか。どの位までの割合でしょうか。

○事務局（牧野係長）

収入の 50%です。毎年事業年度が終わったら、3 か月以内に事業者から決算報告をいただくことになっています。

○中道北地区委員（小澤委員）

50%を超えた場合、どの位まで大丈夫なのですか。どこまで認められるのですか。

○事務局（牧野係長）

決まりはありません。

○議長（西名会長）

農業収入よりも、農業以外の収入が 50%以上ある場合、解除条件付き農業法人となるということです。よろしいでしょうか。

○中道北地区委員（小澤委員）

はい。

○議長（西名会長）

それでは、採決をいたします。

議案第 3 号のうち、利用権設定の 5 番、12 番、15 番を除く案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございます。

賛成多数でございますので、決定して参ります。また、報告第 6 号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

それではここから、委員が関係する案件を進めてまいります。まずはじめに土屋委員の関係する案件ですので、土屋委員のご退席をお願いします。

**【土屋委員 退席】**

○議長（西名会長）

それでは議案第 3 号の内、利用権設定の 5 番の案件について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案書 16 ページ 5 番をご覧ください。貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間は、議案書記載のとおりです。これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による借手の要件を満たしております。以上です。

○議長（西名会長）

事務局より説明があったとおりです。この案件についてご質問はいかがでしょうか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは採決をさせていただきます。

議案第3号利用権設定の5番の案件に賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございます。全員の賛成の挙手をいただきましたので、この案件については、決定して参ります。

土屋委員については、ご着席をお願いします。

【 土屋委員 着席 】

○議長（西名会長）

つぎに、小松委員のご退席をお願いします。

【 小松委員 退席 】

○議長（西名会長）

つづきまして、議案第3号の内、利用権設定の12番の案件について審議いたします。

事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案書19ページ12番をご覧ください。貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間は、議案書記載のとおりです。これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による借り手の要件を満たしております。以上です。

○議長（西名会長）

事務局より説明があったとおりです。この案件についてご質問はいかがでしょうか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは採決をさせていただきます。

議案第3号利用権設定の12番の案件に賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございます。全員の賛成の挙手をいただきましたので、この案件については、決定して参ります。

小松委員については、ご着席をお願いします。

【 小松委員 着席 】

○議長（西名会長）

それでは、つぎは私の案件ですから、議長を柿嶋職務代理に交代していただき、議事を進めていただきたいと思います。柿嶋職務代理お願いいたします。

【 西名会長 退席 】

【 議長交代 】

○代理議長（柿嶋職務代理）

ただ今、会長から説明があった通りです。会長案件ですので、会長は一度退席します。会長退席の間は、私が議長を務めます。

○代理議長（柿嶋職務代理）

それでは議案第3号の内、利用権設定の15番の案件について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案書20ページ15番をご覧ください。貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間は、議案書記載のとおりです。これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による借手の要件を満たしております。以上です。

○代理議長（柿嶋職務代理）

事務局より説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆様から質問や意見はありますか。

《 質問・意見なし 》

○代理議長（柿嶋職務代理）

それでは採決をさせていただきます。

議案第3号利用権設定の15番の案件に賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○代理議長（柿嶋職務代理）

ありがとうございます。全員の挙手をいただきましたので、この案件について決定して参ります。

西名会長は、ご着席をお願いします。

【 西名会長 着席 】

【 議長交代 】

○議長（西名会長）

それでは、議事を進めてまいります。

つづいて、議案第4号令和3年度農業臨時雇い賃金等標準額について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（牧野係長）

農業臨時雇い賃金は、委員会業務として毎年見直しを行い、農家の方々にご提示し

ております。県内の他市町や農協に、昨年の農作業の賃金調査を行い、他市町との大きな乖離のない金額を、甲府市農業臨時雇い賃金案として本日の総会に議案として提出させていただきました。山梨県の最低賃金は、令和2年10月9日時点で1時間当たり838円、1日当たり6,704円になっております。1時間あたりの金額は、昨年よりも1円高くなっています。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（西名会長）

事務局から、令和3年度臨時雇い賃金の標準額ということでお示しいただきました。

令和2年度とほとんど変わらないという内容でありまして、近隣のJA等々の情報を含めた中で、事務局として標準額をご提示申し上げたところです。ご意見等ありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

特別経済的な変化もないということで、事務局を含め検討した結果、昨年と同額という形の内容でございます。

こちらも採決をさせていただいてもよろしいでしょうか。

議案第4号に賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございます。全員の賛成の挙手をいただきましたので、議案第4号令和3年度臨時雇い賃金の標準額をこのように決定させていただきたいと思っております。

なお、事務局は3月発行の農業委員会だより および、農業委員会事務局のホームページへの掲載をお願いします。

つづいて同じような内容になるかもしれませんが、報告第7号甲府市賃借料情報について事務局より説明して下さい。

○事務局（牧野係長）

それでは、甲府市賃借料情報について説明させていただきます。本日お配りしました令和3年度版甲府市賃借料情報をご覧ください。今回報告させていただきますのは、令和2年1月から令和2年12月までに告示が行われた農地賃貸借契約における賃借料の情報です。

作物区分ですが昨年は7品目で、水稻、野菜、スイートコーン、ナス、果樹、ブドウ、モモとしての表記でしたが、今年は5品目とし、水稻、野菜、ナス、ブドウ、モモとして、スイートコーンは、野菜と大きく金額が変わりませんでしたので、野菜に含ませていただきました。また、果樹の区分の中にブドウが含まれており、さらにブドウの区分がありました。しかし、甲府市では果樹と言えばブドウとモモが大半を占めますので、値段の相場の違うブドウとモモに改めさせていただきました。

つぎに地域区分ですが昨年は甲府市平均、旧甲府市平坦地、旧甲府市山間地、旧中道町としての表記でしたが、甲府市の平均を出すことによって、複雑化し、分かりに

くい賃借料情報となっていました。そこで今年は、旧甲府市平坦地、旧甲府市山間地、旧中道町という表記に改めたらさせていただきます。修正結果は、昨年1年間の、農地の賃借があった場合で、1筆を1件として、5件以上ある場合。また、区分ごとに、昨年1年間の全賃借料データを平均値として、70%を超えるものは除外しました。過去5年との比較では、水稲、スイートコーンを含む野菜、ナス、ブドウ、モモはプラス19%からマイナス12%の範囲でした。ブドウはマイナス22%でした。以上で説明を終わります。

○議長（西名会長）

事務局から賃借料情報ということで、データをまとめたものの説明がありました。こちらについては、農業委員や農地利用最適化推進委員など農地銀行推進員が農地の貸借契約における例として皆さんにお話するような内容でございます。これを参考にしながら農地銀行の推進に力を入れていただければ幸いです。標記の仕方については、今までよりも分かりやすくということで、変えさせていただいたということですが、皆さんの方から何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは報告第7号については、報告事項ですので、これを参考にさせていただければと思います。

○議長（西名会長）

以上で、本日予定している案件は全て皆様のご協力で極めて終了しましたが、せっかくの機会ですので、皆様からご意見等、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

特別ないようでございます。新型コロナウイルス感染症蔓延予防のため、総会の開催を皆様の円滑なるご協力で、短時間で終わることができました。感謝申し上げ議長の席を下ろさせていただきます。

午後3時10分 閉会